



19農第83号
平成19年5月8日

国土交通省道路局長 様

福島県東白川郡塙町長 菊池 基文



中期的な計画の作成にあたっての意見の提出について (回答)

平成19年4月2日付国道企第114号にて依頼ありました標記の件について、別紙のとおり回答いたします。

中期的な計画の作成にあたっての意見

道路は、地域の自立的発展や交流促進を図り、安全で安心できる生活を確保する上で欠くことのできない社会基盤である。特に地方においては、移動手段を自動車に依存しているため、道路整備の充実が経済・産業活動や救急医療など、あらゆる活動に影響を及ぼしている。しかしながら、高速道路をはじめ身近な生活道路の整備、橋梁等既存施設の適切な維持管理など、多くの課題が残ったままである。地方での安全で安心な暮らしの確保、地方の活性化や経済活動の発展を支えるためには、「道路特定財源の見直しに関する具体策」のなかでもあったこれらの「真に必要な道路」の整備が緊急の課題であり、協力に推進していくことが必要である。そのために、道路特定財源の見直しに当たっては、遅れている地方へ配分割合を高め、地方が主体となって取り組めるような道路整備の財源の充実をはかることが必要である。

現在の道路整備に関する補助金・交付金制度は、いろいろな制約の下、国から県を通して市町村に交付されているが、地方が主体となって取り組める道路整備を行うには、市町村が一番必要としている道路整備を市町村が独自に決定できる道路整備財源制度を確立すべきである。過疎化が進んでいる地方ほど自動車による移動に頼らざるを得ない状況であるが、生活道路の整備がまだまだ遅れているのが現状である。自主財源の不足により国の補助を受け整備しようとしても補助基準に該当しないなどの理由で整備ができないできている。このように市町村が必要とし住民からの強い要望もありながら道路の整備が進まない現在の制度の見直しを図っていくべきである。また、道路維持補修の経費がかかりすぎるため単独予算での執行はなかなか厳しい状況にあり、住民からの要望に追いついていかない現況である。これらの小規模な道路整備も道路特定財源の補助の対象として、地域格差のない道路整備を進めるべきである。

道路特定財源は、本来の目的である道路整備に使われる財源であり目的税である。全国の地方道路の整備がまだ完了していない現時点で、それを一般財源に振替えることは、目的外の使用であり地方からも納税者からも理解を得ることは難しいと思われる。移動手段を自動車に頼らざるを得ない地方ほど、この道路特定財源に係る税負担が重いことを重要視して地域の政策を考えて欲しいものである。

埴町長 菊池基文